行　　政　　法

（50 点）

Y 市は、市内に２箇所ある市立の宿泊・観光拠点施設の管理を、地方自治法 244 条の２第３項の指定管理者に行わせることとした。Y 市は「公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」を制定し、同条例２条に基づき公募を実施した。市のウェブサイトに掲載された公募要領には、指定の申請に先立って企画書の提出を求め、市が委託したコンサルタントが応募者と企画書の内容を協議した上で、指定の申請予定者を内定するとされていた。公募に応じて市内の事業者 A・B・C が企画書を提出し、コンサルタントは A・B を申請予定者に内定した。Y 市は C に対しては、コンサルタントが A・B を申請予定者に選定したことと、A・B が選定された理由のみを記載した文書を送付した（①）。

A・B は同条例３条に基づいて申請し、Y 市は同条例５条に基づき A・B を指定管理者に指定した。指定期間は５年間とされ、指定の条件として Y 市の同意を得ずに営業を停止した場合には指定を取り消すものとされていた。また同条例７条の協定では、Y 市が A・B に対して毎月 100 万円の委託費を支払うことが定められた。その後、 B が管理する施設の所在する地域の周辺で、指定期間の２年目に大規模な土石流が発生し、多くの宿泊予約がキャンセルされて、B の財務状況が厳しくなった。B は Y 市がこうした事情を知っていると考え、市に連絡することなく半年間にわたって営業を停止した。Y 市は B が市の同意なく営業を停止し、加えて財務状況が悪化し、施設の管理を適切に行っていないとして、聴聞手続を経た上で、指定期間の４年目が終了する月末に指定取消処分を行った（②）。

問１　①の時点で、C が指定候補者に選定されるようにするためには、どのような訴訟を提起するべきか。また、その訴訟においてどのような違法事由を主張することが考えられるか。

問２　②の時点で、B が指定取消処分に対する取消訴訟を適法に提起し、訴訟係属中に指定期間が満了した場合、訴えは却下されるべきか。

【参照条文】

○Y市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（抄）

（趣旨）

第1条　この条例は、地方自治法（以下「法」という。）第244条の2第4項の規定に基づき、同条第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（公募）

第2条　市長は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。

（1）～（8）（略）

（指定管理者の指定の申請）

第3条　指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（1）～（2）（略）

（指定候補者の選定）

第4条　市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査したうえ、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

(1)　指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。

(2)　指定施設の設置の目的に照らしその管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。

(3)　指定施設の管理を適確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。

2　市長は、前項の規定による選定と同時に、申請団体のうち指定候補者以外の団体（以下「非選定者」という。）を指定管理者に指定しない旨の処分をしなければならない。

（指定管理者の指定）

第5条　市長は、指定候補者を指定管理者に指定する旨の議案が市議会において議決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定しなければならない。

（指定の条件）

第6条　指定管理者の指定には、指定施設の管理上必要な条件を付することができる。

（協定の締結）

第7条　指定管理者は、指定期間の開始前に、市長と指定施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2　前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）指定施設の管理に要する費用に関する事項

（2）～（6）　（略）

○Y市行政手続条例（抄）

（申請に対する審査及び応答）

第8条　行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。

（理由の提示）

第9条　行政庁は、申請により求められた許認可等の全部又は一部を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。